

過去9年間に出题された賃貸不動産経営管理士試験の問題を項目別に分類し、出題年度順に表示(問題・選択肢の主旨も紹介)

賃貸不動産経営管理士 出題分類表

区分 年度	第1編 賃貸住宅管理総論		第2編 賃貸住宅の管理業務 法律の制定・賃貸住宅管理業者	
	意義・役割等(第1~2章)	現在の社会的情勢(第3章)		
27	問3 H27-01 賃貸不動産管理の目的 1. 賃貸経営の視点 2. 入居者・利用者への配慮 3. 地域社会への配慮 4. 貸主の利益確保	社会的情勢 1. 空き家率 2. 新設住宅着工数 3. 日本の人口 4. 賃貸住宅の相談内容	問35 H27-08改 業務規制 1. 管理業務の一括再委託 2. 標識掲示 3. 従業者の研修 4. 従業者証明書の提示	
			問19 H28-07改 賃貸住宅管理業者登録制度 1. 宅地建物取引業の免許と登録 2. 管理業務の実績の有無と登録 3. 登録の有効期間 4. 登録の要件	問36 H28-06改 業務規制 1. 管理事務の終了 2. 管理事務に関する報告 3. 広告・勧誘 4. 帳簿の作成・保存義務
28			問13 H29-03改 重要事項の説明 1. 説明の方法 2. 説明の場所 3. 書面の交付 4. 説明の時期	問20 H29-04改 H27-04 賃貸住宅管理業者登録制度 1. 貸家業のみを行う事業者 2. サブリース業者 3. 借主と賃貸住宅管理業者 4. 不正な行為 H27-06 9条報告 1. 報告時期 2. 16条閲覧 3. 報告の対象 4. 報告の提出書類 H28-05 業務に関する遵守事項 1. 金銭の受領 2. 基幹事務の一括再委託 3. 20条閲覧 4. 従業者証明書の提示
			問1 H29-37	問9 H29-01改

この分類表を活用すれば
出題傾向を正確に把握
することができます！
また、項目の分類は
テキストに対応しているので
効率的な学習が可能です！

学習を進める上での
理解度チェック欄

出題年度と当時の出題番号を表示

重要度を☆の数で表示

出題分類表の問題番号に対応

賃貸住宅管理業者の登録制度における賃貸住宅管理業者の業務に関する次の記述のうち、管理業法の規定によれば、誤っているものはどれか。

1. 賃貸住宅管理業者は、その営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、標識を掲げなければならない。
2. 賃貸住宅管理業者は、管理業法に基づき、その従業者に対し、管理事務の適切な処理を図るため必要な研修を受けさせるよう努めなければならない。
3. 賃貸住宅管理業者の従業者は、その業務を行うに際し、委託者その他の関係者から請求があったときは、従業者であることを証する証明書を提示しなければならない。
4. 賃貸住宅管理業者の従業者は、その業務を行うに際し、委託者その他の関係者から委託を受けた管理業務の全部を他の者に再委託することはできない。

問題1 本試験 H29-37 重要度 ☆☆☆

CHECK! 1回目 2回目 3回目

賃貸不動産管理の重要性に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 情報化社会の進展により、賃貸不動産の管理に関する情報を、誰でも容易に入手できるようになったので、賃貸不動産管理に関する専門的知識の重要性は、相対的に低下してきた。
2. 不動産ファンドの登場、不動産の証券化の進展等により、賃貸不動産管理の当事者である貸主が、必ずしも実物所有者ではなく、不特定多数の投資家である場合も想定する必要が生じてきた。
3. 成定期借地制度や定期建物賃貸借制度の創設等、制度的側面において多様な賃貸借の形態が導入され、賃貸不動産の活用に当たり、いかなる契約形態を選択すべきか、専門的な知見に基づく判断が必要となってきた。
4. 住宅の賃貸借を中心に、個人である借主を消費者と位置づけて、消費者保護の観点から不動産賃貸借関係をとらえる傾向があり、賃貸不動産管理において、そのような観点にも留意する必要が生じてきた。

解答・解説

1. 最も不適切。情報化社会の進展により、当事者が有する賃貸不動産をめぐる情報量が格段に充実したことにより、賃貸住宅管理に関する専門的知識へのニーズは高まったため、その重要性は低下したとは言えない。(テキストp.5)
2. 適切。不動産ファンドの台頭、不動産の証券化の進展等により、賃貸住宅管理の当事者である貸主が、必ずしも実物所有者ではなく、不特定多数の投資家である場合も想定する必要が生じてきた。(テキストp.5)
3. 制度的側面において、多様な賃貸借契約形態が求められ、定期借地・借家契約制度の創設などが順次行われた。それに伴い、賃貸住宅の活用場面でも、いかなる契約形態を選択すべきか、専門的な知見に基づく判断が必要になってきた。(テキストp.5)
4. 不動産賃貸借を中心に、個人である借主を消費者と位置づけて、消費者保護の観点から不動産賃貸借関係をとらえようとする動きも活発化してきている。このため、賃貸住宅管理において、そのような観点にも留意する必要が生じてきている。(テキストp.6)

【問題1】 正解1

解説にテキストの参照ページ記載
間違えた問題や自信のない肢を含む問題は、テキストの参照ページ
に戻って確認できます！

赤シートを標準装備！

解答・解説部分を赤シートで覆い、正答番号等を隠して、問題に取り組みることができます！